

議案第45号

幸手市長及び教育長の給料の減額に関する条例

令和2年8月1日から令和2年12月31日までの間における市長及び教育長の給料月額、幸手市市長等の給与等に関する条例（昭和44年幸手町条例第8号）第3条の規定にかかわらず、市長にあつては同条第1号に定める月額から当該額に100分の30を乗じて得た額を、教育長にあつては同条第3号に定める月額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、市長及び教育長の期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定める額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

- 2 この条例は、令和2年12月31日限り、その効力を失う。

令和2年7月31日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

新型コロナウイルス感染症拡大による市内経済への影響を鑑み、市長及び教育長の給料の額を減額したいので、この案を提出するものである。